



各 位



2019年5月28日

会社名 価値開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 高倉 茂
(コード番号 3010 東証第2部)
問合せ先 取締役管理本部長 秋山 耕一
(TEL:03-5822-3010)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月28日開催の取締役会において、下記のとおり、2019年6月27日開催予定の第145回定時株主総会で承認されることを条件として、「監査等委員会設置会社」に移行すること及び同日定時株主総会に定款一部変更の件について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役の職務の執行に対する監督機能の強化及び経営の意思決定の機動化によるコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るものであります。

(2) 移行の時期

2019年6月27日開催予定の第145回定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

(3) その他

監査等委員会設置会社移行後の取締役を含めた新体制等につきましては、決定次第お知らせいたします。

2. 定款一部変更について

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 監査等委員会設置会社への移行に伴い、事業展開の推進と業務執行者に対する監督機能を強化するために、定款上の役員の数、現行の取締役6名以内、監査役4名以内から、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名以内、監査等委員である取締役5名以内とする変更を行うものであります。
- ③ 当社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条に定める目的に追加、削除等を行うものであります。
- ④ 会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、変更を行うものであります。
- ⑤ コーポレートガバナンス・コードに関する取り組みの一環として、いわゆる実質株主の皆様から株主としての権利行使について事前申出があった場合は、名義株主である信託銀行等と協議の上、株主としての権利を行使していただけるよう対応を講じたく、信託銀行等の名義で株式を保有し自己名義で保有していない機関投資家等が株主総会に出席してその議決権を代理行使することができる旨の規定の新設を行うものであります。
- ⑥ 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

現行定款	変更案
<p>21. <u>インテリア用品及び雑貨の製造販売</u></p> <p>22. <u>企業に対する貸付、保証及び投資</u></p> <p>23. <u>防犯・防災機器の輸出入及び販売</u></p> <p>24. <u>鉱物資源の探査、採取、精製、生産、輸出入並びに販売</u></p> <p>25. <u>食料品、飲料水、日用雑貨品の輸出入並びに販売</u></p> <p>26. <u>建築物の設計及び管理</u></p> <p>27. <u>ホテルの運営及び管理</u></p> <p>28. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>第3条 <条文省略></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都に於いて発行する日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第7条 <条文省略></p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2. 募集株式または募集新株予約権の割り当てを受ける権利</p> <p>第9条 <条文省略></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記録、単元未満株式の買取り、その他株式および新株予約権に関する手続及び手数料については取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条、第13条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条 <条文省略></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当会社は株主総会の招集通知に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p><削 除></p> <p>7. <u>企業に対する貸付、保証及び投資</u></p> <p><削 除></p> <p><削 除></p> <p><削 除></p> <p><削 除></p> <p><変更案第2条第1号へ移設></p> <p>8. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>第3条 <現行どおり></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第7条 <現行どおり></p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2. 募集株式又は募集新株予約権の割り当てを受ける権利</p> <p>第9条 <現行どおり></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記録、単元未満株式の買取り、その他株式及び新株予約権に関する手続及び手数料については取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条、第13条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条 <現行どおり></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当会社は株主総会の招集通知に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(議長)</p> <p>第16条 株主総会の議長は社長が之に当たり社長事故あるときは他の取締役中の一人がこれに当たる。</p> <p>第17条、第18条 <条文省略></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は代理人1名に委任して議決権を行使することができる。但しその代理人は当会社の議決権ある株主および実質株主であることを要する。</p> <p><新 設></p> <p>2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(株主の提案権)</p> <p>第20条 株主が株主総会の目的事項又は議案につき提案しようとする時は、会日の8週間前に書面により請求しなければならない。</p> <p>(総会の議事録)</p> <p>第21条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が署名又は記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p>2. 株主総会の議事録はその原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その写しを5年間支店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第22条 <条文省略></p> <p>(取締役の定員)</p> <p>第23条 当会社の取締役は6名以内とする。</p> <p><新 設></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第24条 取締役は株主総会の決議によって選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第25条 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は他の取締役の残任期間とする。</p> <p><新 設></p> <p><新 設></p>	<p>(議長)</p> <p>第16条 株主総会の議長は社長がこれに当たり、社長に事故があるときは他の取締役中の一人がこれに当たる。</p> <p>第17条、第18条 <現行どおり></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は代理人1名に委任して議決権を行使することができる。ただし、その代理人は当会社の議決権を有する株主であることを要する。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、取締役会において定める株式取扱規程の定めるところにより、信託銀行等の名義で株式を保有し自己名義で保有していない機関投資家は、株主総会に出席してその議決権を代理行使することができる。</p> <p>3. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(株主の提案権)</p> <p>第20条 株主が株主総会の目的事項又は議案につき提案しようとするときは、会日の8週間前に書面により請求しなければならない。</p> <p>(総会の議事録)</p> <p>第21条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が署名又は記名捺印若しくは電子署名を行う。</p> <p>2. 株主総会の議事録はその原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その写しを5年間支店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第22条 <現行どおり></p> <p>(取締役の定員)</p> <p>第23条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とする。</p> <p>2. 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第24条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第25条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員により、又は補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の残任期間とする。</p> <p>3. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し緊急の必要がある時には、この期間を短縮することができ、又は取締役および監査役全員の同意を得て招集手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第27条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席しその過半数をもって決する。</p> <p>第28条 <条文省略></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第29条 当会社の代表取締役は取締役会の決議をもって定める。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第30条 取締役会は会長、社長各1名、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>(分掌)</p> <p>第31条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長は取締役会の決議を執行し、会社業務を総括し、<u>取締役社長に事故あるときは予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれを代わる。</u></p> <p><新 設></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第32条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役および監査役が署名又は、<u>記名捺印又は電子署名を行う。</u>取締役会の議事録は決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第33条 取締役の報酬、退職慰労金、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第34条 <条文省略></p> <p>2. 当会社は、<u>社外取締役の間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、</u></p>	<p><u>のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。<u>ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができ、又は取締役全員の同意を得て招集手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第27条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決する。</u></p> <p>第28条 <現行どおり></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第29条 当会社の代表取締役は、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会の決議をもって定める。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第30条 取締役会は、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、会長、社長各1名、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>(分掌)</p> <p>第31条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長は取締役会の決議を執行し、会社業務を総括し、<u>社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれを代わる。</u></p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第32条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に定める事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第33条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が署名又は記名捺印若しくは電子署名を行う。取締役会の議事録は決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第34条 取締役の報酬、退職慰労金、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第35条 <現行どおり></p> <p>2. 当会社は、<u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u>の間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該</p>

現行定款	変更案
<p>締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第45条～第47条 <条文省略></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第48条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第49条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第50条 <条文省略></p> <p>(期末配当金)</p> <p>第51条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>2. 前項の期末配当金はその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>第52条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><新 設></p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第42条 <現行どおり></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第44条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第45条 <現行どおり></p> <p>(期末配当金)</p> <p>第46条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>2. 前項の期末配当金はその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>第47条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置)</u></p> <p>第1条 2019年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第44条第1項及び同条第2項の定めるところによる。</p>

以 上